

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6762696号
(P6762696)

(45) 発行日 令和2年9月30日(2020.9.30)

(24) 登録日 令和2年9月11日(2020.9.11)

(51) Int.Cl.		F I			
A 6 1 J	1/00	(2006.01)	A 6 1 J	1/00	4 1 0
B 6 5 D	25/20	(2006.01)	B 6 5 D	25/20	Q
G 0 9 F	3/10	(2006.01)	G 0 9 F	3/10	H
G 0 9 F	3/02	(2006.01)	G 0 9 F	3/02	P
G 0 9 F	3/00	(2006.01)	G 0 9 F	3/00	D

請求項の数 3 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2015-193094 (P2015-193094)
 (22) 出願日 平成27年9月30日 (2015.9.30)
 (65) 公開番号 特開2017-64036 (P2017-64036A)
 (43) 公開日 平成29年4月6日 (2017.4.6)
 審査請求日 平成30年8月17日 (2018.8.17)

(73) 特許権者 313004403
 株式会社フジシール
 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番9号
 (74) 代理人 110001748
 特許業務法人まこと国際特許事務所
 (72) 発明者 天沼 文彦
 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番9号
 株式会社フジタック内
 (72) 発明者 岡田 雄介
 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番9号
 株式会社フジタック内
 (72) 発明者 坂元 大二
 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番9号
 株式会社フジタック内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 医薬品包装体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬品と、前記医薬品を収納した包装材と、柔軟な複数の個別ラベルが一方面に剥離可能に貼り付けられている柔軟なベース基材及び副基材と、を有し、

前記ベース基材と副基材が、境界部において折り曲げられた1枚のシート材から形成され、前記ベース基材に貼り付けられた個別ラベルと前記副基材に貼り付けられた個別ラベルが重なっており、

前記副基材の、前記境界部側の側部が、接着層を介して前記包装材の一面に又は前記包装材の一面に強接着された下地基材の表面に強接着されることにより、前記ベース基材及び副基材が前記副基材の前記境界部側の側部を支点として前記包装材に見開き状に開閉可能に取り付けられている、医薬品包装体。

【請求項2】

前記包装材の一面に、前記下地基材が強接着されており、

前記副基材の、前記境界部側の側部が、前記接着層を介して前記下地基材の表面に強接着されている、請求項1に記載の医薬品包装体。

【請求項3】

前記ベース基材の、前記境界部とは反対側の側部が、前記副基材の、前記境界部とは反対側の側部から外側に延出され、

前記ベース基材の、前記境界部とは反対側の側部が、前記下地基材の表面に剥離可能に接着されており、

前記ベース基材のうち、前記境界部側の側部と前記境界部とは反対側の側部との間の領域が、前記下地基材に対して非接着とされている、請求項 2 に記載の医薬品包装体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、複数の個別ラベルが具備されている医薬品包装体に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、医薬品に用いられるラベルとして、複数の個別ラベルを備えるタックラベルが知られている（特許文献 1 及び 2）。

かかる個別ラベルは、商慣習上、参考シールとも呼ばれている。

このような個別ラベルを備えるタックラベルは、医薬品を収納した包装材の表面に貼り付けられており、必要時に、その個別ラベルが剥ぎ取られて使用される。

例えば、ワクチン入りアンプルを収納した包装材の表面に、複数の個別ラベルを備えるタックラベルが貼り付けられており、ワクチンを接種した際に、個別ラベルが剥離され、カルテなどに貼り付けられる。その他、個別ラベルは医療分野において様々な場面で使用されるが、その詳細は特許文献 1 及び 2 などに記載されているので、それを参照されたい。

【0003】

しかしながら、上記従来の医薬品包装体は、個別ラベルを剥離し難いという問題点がある。

詳しくは、従来の医薬品包装体は、個別ラベルの具備されたタックラベルがその個別ラベルを外側にして包装材の表面に貼り付けられている。かかる個別ラベルは、タックラベルと共に包装材の表面と平行になって貼り付いている。このため、個別ラベルを剥離する際には、個別ラベルの縁を爪先で捲り起こさなければならない。しかしながら、通常、個別ラベルは小さく、前記のように爪先で捲ることは煩雑である。特に、医療現場では緊急な事態も生じ得るので、簡易に剥離できる個別ラベルが具備された医薬品包装体が求められている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開 2007 - 47416 号公報

【特許文献 2】特許第 3836308 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明の目的は、個別ラベルが包装材に具備された医薬品包装体であって、個別ラベルを引き剥がし易い医薬品包装体を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明の医薬品包装体は、医薬品と、前記医薬品を収納した包装材と、柔軟な複数の個別ラベルが一方面に剥離可能に貼り付けられている柔軟なベース基材及び副基材と、を有し、前記ベース基材と副基材が、境界部において折り曲げられた 1 枚のシート材から形成され、前記ベース基材に貼り付けられた個別ラベルと前記副基材に貼り付けられた個別ラベルが重なっており、前記副基材の、前記境界部側の側部が、接着層を介して前記包装材の一面に又は前記包装材の一面に強接着された下地基材の表面に強接着されることにより、前記ベース基材及び副基材が前記副基材の前記境界部側の側部を支点として前記包装材に見開き状に開閉可能に取り付けられている。

【0007】

本発明の好ましい医薬品包装体は、前記包装材の一面に、前記下地基材が強接着されて

10

20

30

40

50

おり、前記副基材の、前記境界部側の側部が、前記接着層を介して前記下地基材の表面に強接着されている。

本発明の好ましい医薬品包装体は、前記ベース基材の、前記境界部とは反対側の側部が、前記副基材の、前記境界部とは反対側の側部から外側に延出され、前記ベース基材の、前記境界部とは反対側の側部が、前記下地基材の表面に剥離可能に接着されており、前記ベース基材のうち、前記境界部側の側部と前記境界部とは反対側の側部との間の領域が、前記下地基材に対して非接着とされている。

【発明の効果】

【0008】

本発明の医薬品包装体は、ベース基材及び副基材を包装材料から見開き状に開いてベース基材及び副基材を湾曲などさせることにより、個別ラベルを容易に剥離できる。また、前記ベース基材と副基材が、個別ラベルが向かい合って重なるようにして折り曲げられているので、ベース基材を開く前には、個別ラベルが外部に露出せず、個別ラベルが不用意に脱落することを防止できる。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】第1実施形態の医薬品包装体の斜視図。

【図2】図1のII-II線で切断した断面図。

【図3】図2のIII-III線で切断した断面図。

【図4】個別ラベルを有するベース基材及び副基材の平面図。

【図5】(a)は、図4のV-V線で切断した断面図、(b)は、ベース基材の個別ラベルと副基材の個別ラベルの間の残部ラベルを除去する際の断面図。

【図6】下地基材の平面図。

【図7】図6のVII-VII線で切断した断面図。

【図8】ベース基材及び副基材と下地基材の分解斜視図。

【図9】ベース基材を包装材料に対して開けた状態の医薬品包装体を示す斜視図。

【図10】ベース基材から個別ラベルを剥離する際の医薬品包装体を示す斜視図。

【図11】第2実施形態の医薬品包装体の斜視図。

【図12】第3実施形態の医薬品包装体の斜視図。

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下、本発明の実施形態について図面を参照しながら説明する。

なお、各図におけるラベルなどの厚みは、実際のものとは異なっていることに留意されたい。

【0011】

[第1実施形態]

図1乃至図3に於いて、医薬品包装体10は、医薬品(図示せず)と、前記医薬品を収納した包装材料2と、柔軟な複数の個別ラベル3と、を有する。前記複数の個別ラベル3は、柔軟なベース基材4に剥離可能に貼り付けられており、前記個別ラベル3が前記包装材料2に向かい合うようにして、前記ベース基材4が前記包装材料2に見開き状に開閉可能に取り付けられている。

好ましくは、ベース基材4と包装材料2の間に、複数の個別ラベル3が剥離可能に貼付された柔軟な副基材5が介在されている。かかる副基材5も包装材料2又はベース基材4に見開き状に開閉可能に取り付けられている。

【0012】

包装材料2は、医薬品を収納できるものであれば特に限定されず、紙や合成樹脂製シートなどで形成された包装箱、樹脂成形容器、ガラス製容器、金属製容器、包装袋などが挙げられる。特に、本発明においては、包装材料2として柔軟でないものが用いられることが好ましい。柔軟でない包装材料2としては、前記包装箱、樹脂成形容器、ガラス製容器、金属製容器が挙げられる。

10

20

30

40

50

図示例では、包装材 2 として包装箱が用いられ、その包装箱の内部に、医薬品入りアンプルなどが 1 つ又は複数収納されている（医薬品入りアンプルは不図示）。

包装材 2 の外形状は、特に限定されず、図示のような略直方体状の他、略蒲鉾形状、略三角柱状、略六角柱状などが挙げられる。

【 0 0 1 3 】

上述のように個別ラベル 3 は、ベース基材 4 に剥離可能に貼り付けられており、このベース基材 4 を包装材 2 に直接又は間接的に取り付けることにより、医薬品包装体 1 0 が構成されている。

本実施形態では、個別ラベル 3 と、ベース基材 4 と、下地基材 6 と、を有するラベル構成体 1 を包装材 2 に強接着することにより、医薬品包装体 1 0 が構成されている。

以下、図 1 乃至図 3 を参照しつつ、適宜必要な図を挿入しながら、ラベル構成体 1 及び医薬品包装体 1 0 を説明する。

ラベル構成体 1 は、下地基材 6 と、その下地基材 6 の表面に見開き状に開閉可能に取り付けられ且つ個別ラベル 3 が剥離可能に貼付されたベース基材 4 と、前記下地基材 6 とベース基材 4 の間に介在され且つ個別ラベル 3 が剥離可能に貼付された副基材 5 と、を有する。

【 0 0 1 4 】

ベース基材 4、下地基材 6 及び副基材 5 は、何れも柔軟なシート材（シート材は、一般にフィルムと呼ばれるものと同義である）から形成されている。本明細書において、「柔軟」とは、人力で容易に湾曲又は折り曲げることができる程度の柔軟性を有することをいう。

前記シート材としては、例えば、1 層の樹脂層又は 2 層以上の樹脂層からなる合成樹脂製シート、紙、合成紙、金属蒸着シート、発泡樹脂シートなどが挙げられる。また、前記シート材は、前記各種シートの積層体などを用いてもよい。合成樹脂製シートなどの材質は特に限定されず、例えば、ポリエチレン、ポリプロピレン、環状オレフィン、ポリエチレンを含む共重合ポリマーなどのポリオレフィン系、ポリエチレンテレフタレートなどのポリエステル系、ポリアミド系、ポリスチレン系などが挙げられる。

ベース基材 4、下地基材 6 及び副基材 5 は、同一のシート材から形成されていてもよく、或いは、異なるシート材から形成されていてもよく、或いは、これらのうち 2 つの基材が同一のシート材で且つ残る 1 つの基材が異なるシート材から形成されていてもよい。

また、ベース基材 4、下地基材 6 及び副基材 5 は、同じ厚みのシート材を用いてもよく、或いは、異なる厚みのシート材を用いてもよい。さらに、ベース基材 4、下地基材 6 及び副基材 5 は、それぞれ独立して、透明なシート材或いは不透明なシート材のいずれを用いてもよい。

ベース基材 4、下地基材 6 及び副基材 5 の厚みは、それぞれ独立して、例えば、 $30 \mu\text{m} \sim 150 \mu\text{m}$ である。なお、ベース基材 4、下地基材 6 及び副基材 5 が、紙から形成される場合、その坪量は、それぞれ独立して、例えば $50 \text{g} / \text{m}^2 \sim 150 \text{g} / \text{m}^2$ である。

【 0 0 1 5 】

必要に応じて、ベース基材 4、下地基材 6 及び副基材 5 に、それぞれデザインなどを表した印刷層を設けてもよい。ベース基材 4 及び副基材 5 の印刷層は、個別ラベル 3 が貼付された面とは反対側の面に設けられることが好ましい。もっとも、ベース基材 4 及び副基材 5 のうち、個別ラベル 3 が貼付された面に印刷層を設けてもよい。この場合、個別ラベル 3 を剥離した後に、ベース基材 4 及び副基材 5 のデザインを視認できるようになる。また、下地基材 6 の印刷層は、下地基材 6 のうち、包装材 2 に貼り付けられる面とは反対側の面に設けられていることが好ましい。なお、副基材 5 及び下地基材 6 に設けられた印刷層のデザインは、ベース基材 4 を捲った後に視認できるようになる。

【 0 0 1 6 】

図 4 及び図 5 にも示すように、本実施形態では、ベース基材 4 と副基材 5 は、同一のシート材から一体的に形成されている。また、図 6 及び図 7 にも示すように、下地基材 6 は

10

20

30

40

50

、前記ベース基材4及び副基材5とは別体のシート材から形成されている。なお、この場合、下地基材6は、ベース基材4及び副基材5と同じシート材でもよく、或いは、異なるシート材で形成されていてもよい。図示例では、ベース基材4、下地基材6及び副基材5は、何れも紙から形成されている。

【0017】

ベース基材4及び副基材5は、それぞれ平面視略矩形状に形成されている。ベース基材4の第1方向の長さは、副基材5の第1方向の長さよりも大きい。上述のように、ベース基材4及び副基材5が1つのシート材からなるので、概念上、そのシート材を2つに区画した一方がベース基材4となり、もう一方が副基材5となる。図4に、ベース基材4と副基材5の概念上の境界線を一点鎖線で示している。換言すると、ベース基材4と副基材5は前記境界線にて繋がっており、ベース基材4の第1方向第2側部4A2と副基材5の第1方向第1側部5A1は隣り合っている。

10

副基材5よりも長いベース基材4を用いることにより、後述するように、ベース基材4を折り曲げた際に、ベース基材4の第1方向第1側部4A1が副基材5の縁から延出するようになる。

なお、ベース基材4の第2方向の長さは、副基材5の第2方向の長さと同じ、或いは、それよりも小さい又は大きくてもよい。前記第1方向は、ベース基材4及び副基材5の面内の1つの方向をいい、前記第2方向は、前記面内で第1方向に直交する方向である。第2側部は、第1側部とは反対側の側部である。

【0018】

20

ベース基材4及び副基材5の一方面には、それぞれ、柔軟な複数の個別ラベル3が剥離可能に貼り付けられている。図示例では、ベース基材4及び副基材5のそれぞれに、8枚の個別ラベル3が貼付されている。各個別ラベル3は、それぞれベース基材4及び副基材5の面方向に並んで貼付されている。具体的には、ベース基材4及び副基材5には、それぞれ、第1方向に4列×第2方向に2列の計8枚の個別ラベル3が並んで貼付されている。各個別ラベル3は、例えば、平面視略長形状に形成されており、その長辺を第2方向に且つその短辺を第1方向にして並べられている。もっとも、個別ラベル3の平面視形状は、略長形状に限られず、様々な平面視形状に変更可能である。本実施形態では、個別ラベル3の第2方向側部の縁がベース基材4及び副基材5の第2方向側部の縁と一致するように、個別ラベル3が形成されている。このように一致していることにより、個別ラベル3を剥離した際には、ラベル構成体の第2方向の側方から個別ラベル3の有無を確認することができる。もっとも、前記のように一致するように形成されている場合に限定されず、例えば、個別ラベル3の第2方向側部の縁がベース基材4及び副基材5の第2方向側部の縁よりも内側に位置するように、個別ラベル3が形成されていてもよい。

30

本明細書において、剥離可能に貼り付けられているとは、個別ラベル3をベース基材4及び副基材5から人力で容易に剥離できる程度に接着されていることをいう。前記剥離可能である場合の剥離強度は、例えば、例えば、 $0.01\text{ N} / 25\text{ mm} \sim 3\text{ N} / 25\text{ mm}$ であり、好ましくは $0.05\text{ N} / 25\text{ mm} \sim 2\text{ N} / 25\text{ mm}$ である。本明細書において、剥離強度は、JIS Z 0237に準じ、幅 $25\text{ mm} \times$ 長さ 100 mm の試験片を、剥離角度： 180 度、剥離速さ： $300\text{ mm} / \text{分}$ 、温度： 23 の条件下で剥離したときに測定される値である。

40

【0019】

詳しくは、ベース基材4及び副基材5の表面には、剥離層71が設けられている。以下、ベース基材4及び副基材5の表面に設けられた剥離層を、「ラベル剥離層71」という。ラベル剥離層71は、少なくとも個別ラベル3が貼付される範囲に設けられていればよいが、図示例では、ラベル剥離層71は、ベース基材4及び副基材5の表面全体に設けられている。ラベル剥離層71を構成する剥離剤としては、シリコンを含むコート剤などが挙げられる。剥離剤をベース基材4及び副基材5の表面の所定範囲に塗工することにより、ラベル剥離層71を形成できる。ラベル剥離層71の厚みは、特に限定されないが、例えば、 $1\text{ }\mu\text{m} \sim 5\text{ }\mu\text{m}$ である。ラベル剥離層71の厚みを適宜設定することにより、各

50

基材 4 , 5 に対する個別ラベル 3 の剥離強度を調整できる。

【 0 0 2 0 】

各個別ラベル 3 は、柔軟な基材であって表面に印字可能なラベル基材 3 1 と、前記ラベル基材 3 1 の裏面に設けられた粘着剤層 3 2 と、を有する。以下、個別ラベル 3 の粘着剤層を「ラベル粘着剤層 3 2」という。個別ラベル 3 は、ラベル粘着剤層 3 2 を前記ラベル剥離層 7 1 の表面に対面させてベース基材 4 及び副基材 5 に貼付されている。

必要に応じて、前記ラベル基材 3 1 に、デザインなどを表した印刷層を設けてもよい。このデザインとしては、例えば、医薬品名、年月日表示などが挙げられる。

前記ラベル粘着剤層 3 2 を構成する粘着剤としては、感圧型粘着剤が好ましいが、感熱型粘着剤を用いることもできる。前記感圧型粘着剤は、室温で粘着力を有し且つその粘着力が長期間持続している粘着剤であり、従来公知のタックラベルで広く使用されているものである。感熱型粘着剤は、室温で粘着性を示さず、加熱することにより粘着力を発揮し且つその粘着力が長期間持続する粘着剤である。

ラベル粘着剤層 3 2 の厚みは、特に限定されないが、例えば、 $15\ \mu\text{m} \sim 30\ \mu\text{m}$ である。

【 0 0 2 1 】

ラベル基材 3 1 (個別ラベル 3) の表面は、前述のように印字可能である。前記印字可能とは、ボールペン、油性ペン、鉛筆などの筆記具を用いて人為的に字を書けること、又は、各種のプリンターを用いて機械的に字を書けることをいう。ラベル基材 3 1 は、表面に印字可能なものであれば特に限定されず、1 層の樹脂層又は 2 層以上の樹脂層からなる合成樹脂製シート、紙、合成紙、発泡樹脂シートなどが挙げられる。なお、ラベル基材 3 1 として合成樹脂製シートのような一般的にはインキの定着性が低いシート材を用いる場合には、そのシート材の表面に、公知のインキ定着層を形成することが好ましい。

【 0 0 2 2 】

図示例では、前記剥離層が設けられたベース基材 4 及び副基材 5 と同形同大のラベル基材原反の裏面全体にラベル粘着剤層 3 2 が設けられ、それを、前記ラベル剥離層 7 1 の表面に積層すると共に、そのラベル基材原反を複数のラベル基材 3 1 に分割するため、格子状の切り線 X をラベル基材原反の面内に形成することによって、複数の個別ラベル 3 が形成されている。このような方法で個別ラベル 3 を形成した場合には、ベース基材 4 及び副基材 5 の表面に、個別ラベル 3 以外の残部ラベル Y 1 , Y 2 , Y 3 が剥離可能な状態で残存する。残部ラベル Y 1 , Y 2 , Y 3 は、例えば、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1、ベース基材 4 の個別ラベル 3 と副基材 5 の個別ラベル 3 の間、及び、副基材 5 の第 1 方向第 2 側部 5 A 2 に残存されている。これらの残部ラベル Y 1 , Y 2 , Y 3 は、図示例のように、ベース基材 4 及び副基材 5 に貼付したままでもよく、或いは、ベース基材 4 及び副基材 5 から除去してもよい。本実施形態では、図 5 (b) に示すように、ベース基材 4 と副基材 5 の境界部を含む範囲に残存した残部ラベル Y 2 のみが除去され、残部ラベル Y 1 及び残部ラベル Y 3 は、ベース基材 4 及び副基材 5 にそれぞれ残存されている。

ベース基材 4 の第 1 側部 4 A 1 に残存した残部ラベル Y 1 の表面には、剥離層 7 2 が設けられている。以下、この剥離層を、「開封用剥離層 7 2」という。なお、前記残部ラベル Y 1 を除去した場合には、前記ラベル剥離層 7 1 の表面が露出するので、前記開封用剥離層の形成は省略される。

【 0 0 2 3 】

下地基材 6 は、平面視略矩形状に形成されている。下地基材 6 は、ベース基材 4 と同大又はベース基材 4 よりも大きく形成されていることが好ましい。図示例では、下地基材 6 は、ベース基材 4 と同形同大である。

下地基材 6 の裏面には、ラベル構成体 1 を包装材 2 に接着するための、接着部が設けられている。本実施形態では、接着部として、粘着剤層 6 1 が設けられている。以下、下地基材 6 の裏面に設けられた粘着剤層を「下地粘着剤層 6 1」という。下地粘着剤層 6 1 は、下地基材 6 の裏面の全体に設けられている。

前記下地粘着剤層 6 1 を構成する粘着剤としては、上記ラベル粘着剤層 3 2 で例示した

10

20

30

40

50

ようなものが挙げられる。

下地粘着剤層 6 1 の厚みは、特に限定されないが、例えば、 $15\ \mu\text{m} \sim 30\ \mu\text{m}$ である。

【0024】

ベース基材 4 は、個別ラベル 3 が下地基材 6 の表面に向かい合うようにして、下地基材 6 の表面に見開き状に取り付けられている。

詳しくは、個別ラベル 3 が貼付されたベース基材 4 と副基材 5 は、図 8 に示すように、両基材 4, 5 の境界部において互いの個別ラベル 3 が向かい合って重なるようにして折り曲げられる。上述のように、両基材 4, 5 の境界部を含む範囲の残部ラベル Y 2 が除去されているので、折り曲げ部分における基材が 1 層となり、両基材 4, 5 を良好に折り曲げることができる。

10

そして、ベース基材 4 の第 1 方向の長さが副基材 5 よりも大きいので、ベース基材 4 を副基材 5 に重ねると、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 が副基材 5 の第 1 方向第 2 側部 5 A 2 の縁から外側に延出するようになる。

この折り重ねた積層体を、同図の白抜き矢印で示すように、下地基材 6 の表面に貼り付ける。下地基材 6 の第 1 方向第 1 側部 6 A 1 の表面には、公知の粘着剤や接着剤からなる接着層 6 8 が設けられている。また、下地基材 6 の第 1 方向第 2 側部 6 A 2 の表面には、公知の粘着剤や接着剤からなる接着層 6 9 が設けられている。

なお、特に図示しないが、前記接着層 6 8, 6 9 を積層体側に設けてもよい。

【0025】

20

この下地基材 6 の表面に、前記ベース基材 4 及び副基材 5 の積層体を貼り付けることによって、副基材 5 の第 1 方向第 1 側部 5 A 1 の裏面が、接着層 6 8 を介して下地基材 6 の第 1 方向第 1 側部 6 A 1 の表面に強接着され、且つ、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 が、接着層 6 9 を介して下地基材 6 の第 1 方向第 2 側部 6 A 2 の表面に剥離可能に貼付されている。

ここで、本明細書において、強接着とは、2つの部材を人力で剥離することが困難な程度に接着されていること、又は、2つの部材を剥離すると少なくとも何れか一方が材料破壊を起こす程度に接着されていることをいう。強接着の剥離強度は、 $4\ \text{N} / 25\ \text{mm}$ 以上であり、好ましくは、 $5\ \text{N} / 25\ \text{mm}$ 以上 $\sim 20.0\ \text{N} / 25\ \text{mm}$ である。

前記接着層 6 8, 6 9 は、同じ粘着剤又は接着剤を用いてよく、或いは、異なっていて

30

【0026】

前記副基材 5 の裏面や下地基材 6 の表面には、剥離層が設けられていないので、前記副基材 5 の第 1 方向第 1 側部 5 A 1 の裏面を、接着層 6 8 を介して下地基材 6 の表面に貼付することにより、副基材 5 が下地基材 6 に強接着されるようになる。

他方、前記ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 の表面には開封用剥離層 7 2 が設けられているので（残部ラベル Y 1 が予め除去されている場合には、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 の表面にはラベル剥離層 7 1 が設けられているので）、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 を、接着層 6 9 を介して下地基材 6 の表面に貼付することにより、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 は、下地基材 6 に対して剥離可能に貼付されるようになる。

40

なお、上述のように、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 には、残部ラベル Y 1 が剥離可能な状態で貼付されている。それ故、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 を引き剥がした際に、残部ラベル Y 1 とラベル剥離層 7 1 の層間で剥離するか、又は、接着層 6 9 と開封用剥離層 7 2 の層間で剥離する。いずれの層間で剥離するようにしてもよいが、本実施形態では、接着層 6 9 と開封用剥離層 7 2 の層間で剥離するようにしている。ラベル剥離層 7 1 とラベル粘着剤層 3 2 の層間剥離強度や接着層 6 9 と開封用剥離層 7 2 の層間剥離強度は、それらを構成する剥離剤や粘着剤の種類、厚みなどによって調整できる。

【0027】

50

また、図示例では、接着層68は、ベース基材4の第1方向第2側部4A2の縁を含んで設けられているが、この第2側部4A2の縁よりも内側に寄って設けられていてもよい(図示せず)。一方、接着層69は、ベース基材4の第1方向第1側部4A1の縁よりも内側に寄って設けられているが、この第1側部4A1の縁を含んで設けられていてもよい(図示せず)。もっとも、図示のように、接着層69がベース基材4の第1方向第1側部4A1の縁よりも内側に寄って設けられていれば、第1方向第1側部4A1の一部が非接着となるので(自由端部となるので)、ベース基材4の第1方向第1側部4A1の一部を摘み部として利用できる。つまり、後述するように、ベース基材4は、使用時に見開き状に開閉されるが、その際、第1方向第1側部4A1の一部である非接着部分を摘んで容易に開閉できる。

10

【0028】

このようにベース基材4の個別ラベル3を下地基材6側に向けた状態で、ベース基材4の第1方向第2側部4A2は、副基材5の第1方向第1側部5A1を介して下地基材6に強接着され、且つ、ベース基材4の第1方向第1側部4A1は、下地基材6に対して剥離可能に貼り付けられている。つまり、ベース基材4の第1方向第2側部4A2は、間接的に下地基材6の表面に強接着され、且つ、ベース基材4の第1方向第1側部4A1は、直接的に下地基材6の表面に剥離可能に貼り付けられている。さらに、ベース基材4の第1方向第1側部4A1と第1方向第2側部4A2との間の領域は、下地基材6や副基材5に対して非接着とされている(つまり、自由端部とされている)。換言すると、ベース基材4の第2方向第1側部4B1及び第2側部4B2は、何れも下地基材6や副基材5に非接着とされている。かかるベース基材4の第1方向第1側部4A1を下地基材6から剥離すると、ベース基材4は、その第1方向第2側部4A2を支点として見開き状に開いたり閉じたりできる。

20

【0029】

また、副基材5は、ベース基材4と下地基材6の間に位置し、その個別ラベル3をベース基材4側に向けた状態で、副基材5の第1方向第1側部5A1は、下地基材6に強接着され、且つ、副基材5の第1方向第2側部5A2は、何れも下地基材6や副基材5に非接着とされている(つまり、自由端部とされている)。さらに、副基材5の第1方向第1側部5A1と第1方向第2側部との間の領域は、ベース基材4や下地基材6に対して非接着とされている。換言すると、副基材5の第2方向第1側部及び第2側部は、何れもベース基材4や下地基材6に非接着とされている。かかる副基材5は、ベース基材4を見開き状に開くと、副基材5の第1方向第1側部5A1を支点として見開き状に開いたり閉じたりできる。

30

なお、上述のように副基材5の第1方向第2側部5A2は何れも下地基材6やベース基材4に非接着とされているが、必要に応じて、副基材5の第1方向第2側部5A2を下地基材6又は/及びベース基材4に対して剥離可能に貼り付けてもよい(図示せず)。この場合でも、副基材5を見開き状に開閉できる。

【0030】

このように下地基材6に対してベース基材4及び副基材5が貼り付けられたラベル構成体1の下地粘着剤層61を、包装材2に強接着することによって、図1乃至図3に示すような医薬品包装体10が構成されている。

40

かかる医薬品包装体10は、ベース基材4が下地基材6を介して(つまり間接的に)包装材2の一面に見開き状に取り付けられており、ベース基材4と包装材2の間に副基材5が介在されている。

なお、ベース基材4を含むラベル構成体1は、通常、図1に示すように、包装材2の表面に取り付けられるが、包装材2の裏面に取り付けてもよい(図示せず)。例えば、包装材2が開閉蓋部を有する場合、ラベル構成体1を開閉蓋部の表面に取り付けてもよく、或いは、その裏面に取り付けてもよい。開閉蓋部の裏面に取り付けた場合には、開閉蓋部を開けることにより、個別ラベル3を使用できるようになる。

【0031】

50

医薬品包装体10の使用時には、図9に示すように、ベース基材4の第1方向第1側部4A1を下地基材6(包装材2)から剥離してベース基材4を見開き状に開くと、ベース基材4と包装材2の間に隠れていた個別ラベル3が顕れるようになる。ベース基材4や個別ラベル3は、柔軟なシート材からなるので、図10に示すように、例えば、ベース基材4を湾曲などさせることにより、個別ラベル3の縁部を捲り上げ、容易にベース基材4から剥離できる。このように本発明の医薬品包装体10によれば、個別ラベル3を容易に引き剥がし、使用することができる。同様に、副基材5の第1方向第2側部5A2側を湾曲などさせることにより、個別ラベル3の縁部を捲り上げ、容易に副基材5から剥離できる。

なお、ベース基材4を開く前には、個別ラベル3は、ベース基材4と包装材2の間に挟まれているので、医薬品包装体10の保管・搬送時に、不用意に個別ラベル3が脱落することを防止できる。

【0032】

本発明の医薬品包装体は、上記第1実施形態に限られず、本発明の意図する範囲で様々に変更できる。以下、本発明の他の実施形態を説明するが、主として上記で示した実施形態と異なる構成について説明し、同様の構成等については、その説明を省略し、用語及び符号を援用することがある。

【0033】

[第2実施形態]

上記第1実施形態において、下地粘着剤層61が下地基材6の裏面の全体に設けられ、下地基材6の裏面全体が包装材2に強接着されているが、これに限定されず、例えば、図11に示すように、下地基材6の第1方向第1側部6A1及び第2側部6A2に下地粘着剤層61が設けられていてもよく、或いは、特に図示しないが、下地基材6の第2方向第1側部及び第2側部に下地粘着剤層61が設けられていてもよい。第1方向に離反した2つの側部及び/又は第2方向に離反した2つの側部に少なくとも下地粘着剤層61を設け且つその下地粘着剤層61を介して下地基材6を包装材2に強接着することにより、ベース基材4を良好に開閉できる。

もっとも、下地基材6を一部分だけで包装材2に強接着しても(例えば、下地基材6の第1方向第2側部のみに下地粘着剤層61を設けて包装材2に強接着する)、ベース基材4を見開き状に開閉することが可能であるので、下地基材6が少なくとも離反した2つの側部で強接着されている構成に限定されるものではない。

なお、図11は、残部ラベルY2を除去しないで、ベース基材4と副基材5を折り曲げた状態で包装材2に貼り付けた状態を示している。

【0034】

[第3実施形態]

上記第1実施形態では、ベース基材4及び副基材5が下地基材6を介して包装材2に取り付けられているが、例えば、図12に示すように、ベース基材4及び副基材5が直接的に包装材2に対して見開き状に開閉可能に取り付けられていてもよい。かかる第2実施形態の医薬品包装体10は、副基材5の第1方向第1側部5A1が包装材2の一面に強接着され、且つ、ベース基材4の第1方向第1側部4A1が包装材2の一面に剥離可能に貼り付けられていることを除いて、上記第1実施形態と同様である。

【0035】

[第4実施形態]

上記実施形態では、副基材5の第1方向第1側部5A1が包装材2(又は下地基材6)に強接着され且つベース基材4の第1方向第1側部4A1が包装材2(又は下地基材6)に対して剥離可能に貼り付けられているが、反対に、副基材5の第1方向第1側部5A1が包装材2(又は下地基材6)に対して剥離可能に貼り付けられ且つベース基材4の第1方向第1側部4A1が包装材2(又は下地基材6)に対して強接着されていてもよい(図示せず)。これは、副基材5がベース基材4に対して見開き状に取り付けられた態様である。

10

20

30

40

50

かかる医薬品包装体 10 は、副基材 5 の第 1 方向第 1 側部 5 A 1 を包装材 2 から剥離することにより、副基材 5 をベース基材 4 に対して見開き状に開閉でき、また、ベース基材 4 を、その第 1 方向第 1 側部 4 A 1 を支点として包装材 2 に対して見開き状に開閉できる。

【 0 0 3 6 】

[第 5 実施形態]

上記実施形態では、ベース基材 4 の第 2 方向第 1 側部 4 B 1 及び第 2 側部 4 B 2 が、何れも下地基材 6 (包装材 2) に非接着とされているが、ベース基材 4 の第 2 方向第 1 側部 4 B 1 及び第 2 側部 4 B 2 の少なくとも一方が、下地基材 6 (又は包装材 2) に剥離可能に貼付されていてもよい(図示せず)。このような場合でも、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1、第 2 方向第 1 側部 4 B 1 及び第 2 側部 4 B 2 を下地基材 2 (又は包装材 2) から剥離することにより、個別ラベル 3 を使用できるようになる。

10

同様に、副基材 5 の第 2 方向第 1 側部及び第 2 側部の少なくとも一方が、下地基材 6 (又は包装材 2) に剥離可能に貼付されていてもよい。

【 0 0 3 7 】

[第 6 実施形態]

また、上記第 1 実施形態では、ベース基材 4 と包装材 2 の間に、個別ラベル 3 を有する 1 枚の副基材 5 が介在されているが、例えば、個別ラベル 3 を有する 2 枚以上の副基材 5 が重ねて介在されていてもよい(図示せず)。この場合でも、2 枚以上の副基材 5 は、それぞれ見開き状に開閉できるようにベース基材 4 又は包装材 2 (又は下地基材 6) に取り付けられていることが好ましい。

20

【 0 0 3 8 】

[第 7 実施形態]

さらに、上記第 1 実施形態では、副基材 5 を有するが、例えば、副基材 5 を有さない医薬品包装体 10 でもよい(図示せず)。この場合、ベース基材 4 の第 1 方向第 2 側部 4 A 2 が包装材 2 (又は下地基材 6) に直接的に強接着され、且つ、ベース基材 4 の第 1 方向第 1 側部 4 A 1 が包装材 2 (又は下地基材 6) に直接的に剥離可能に貼り付けられる。

このように本発明の医薬品包装体 10 は、個別ラベル 3 を有するベース基材 4 が見開き状に包装材 2 に設けられていることを条件として、副基材 5 は任意である。もっとも、副基材 5 を設けることにより、個別ラベルを貼付する領域が全体として増加するので、1 つの医薬品包装体 10 により多くの個別ラベル 3 を具備させることができ、或いは、1 つの医薬品包装体 10 により大面積の個別ラベル 3 を具備させることができるメリットがある。

30

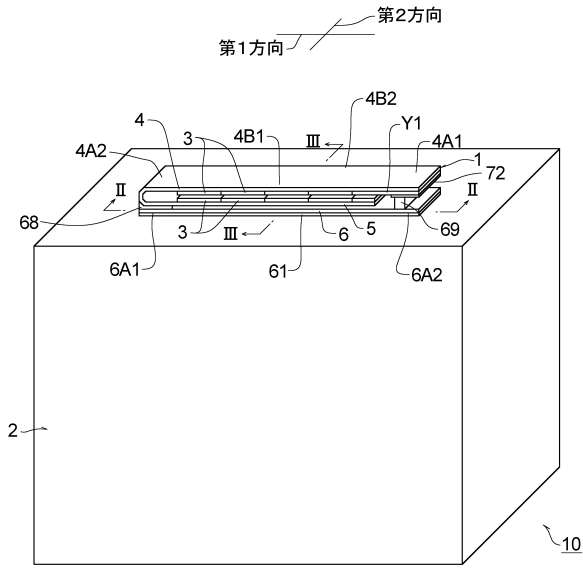
【 符号の説明 】

【 0 0 3 9 】

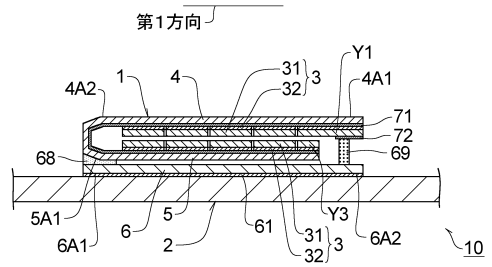
- 10 医薬品包装体
- 2 包装材
- 3 個別ラベル
- 4 ベース基材
- 5 副基材
- 6 下地基材
- 4 A 1 ベース基材の第 1 側部
- 4 A 2 ベース基材の第 2 側部

40

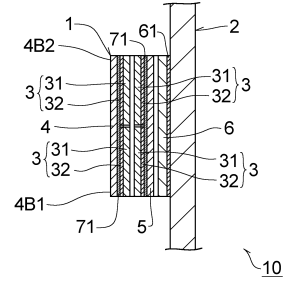
【 図 1 】



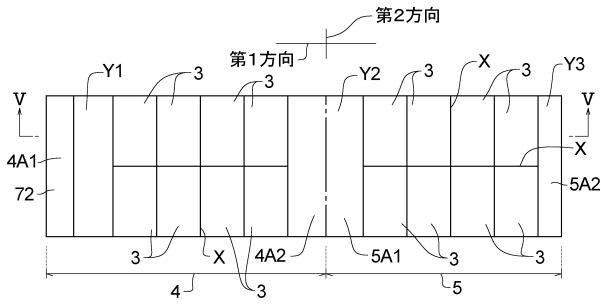
【 図 2 】



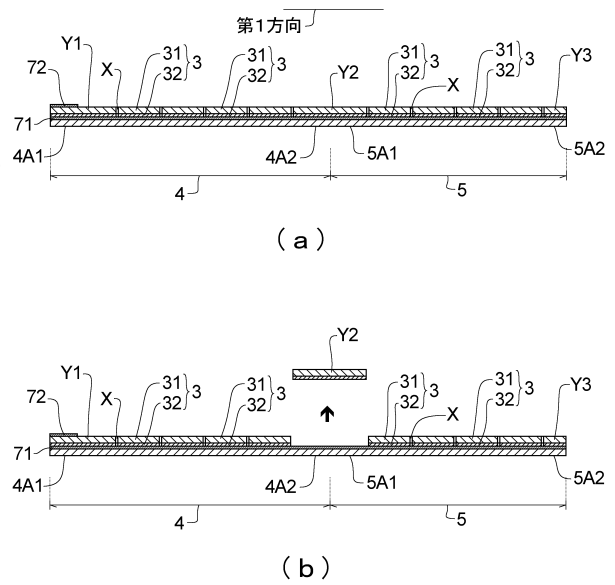
【 図 3 】



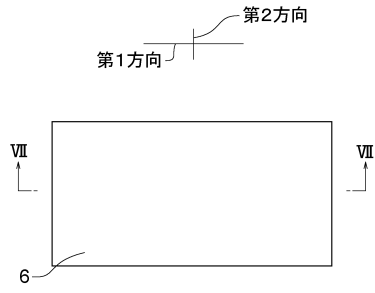
【 図 4 】



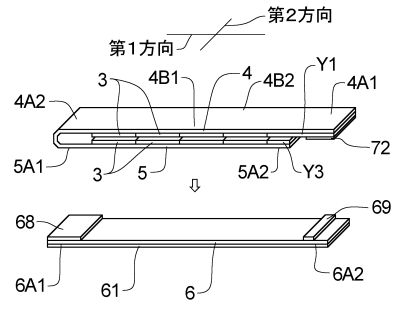
【 図 5 】



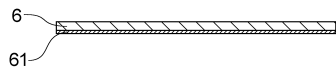
【 図 6 】



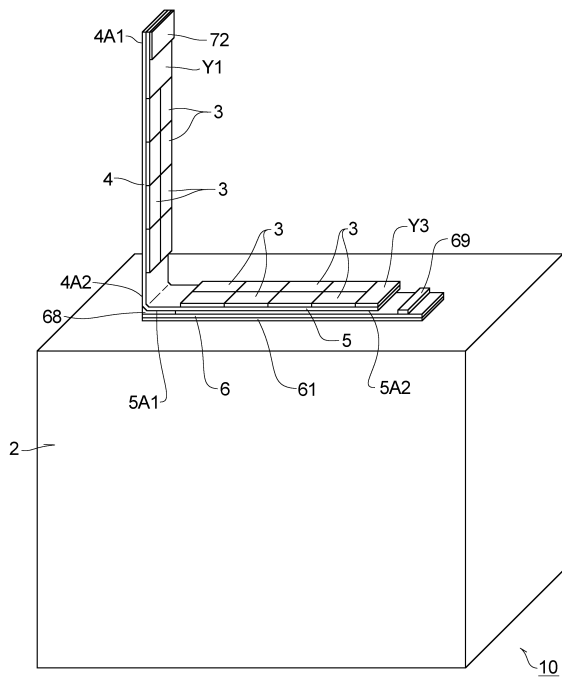
【 図 8 】



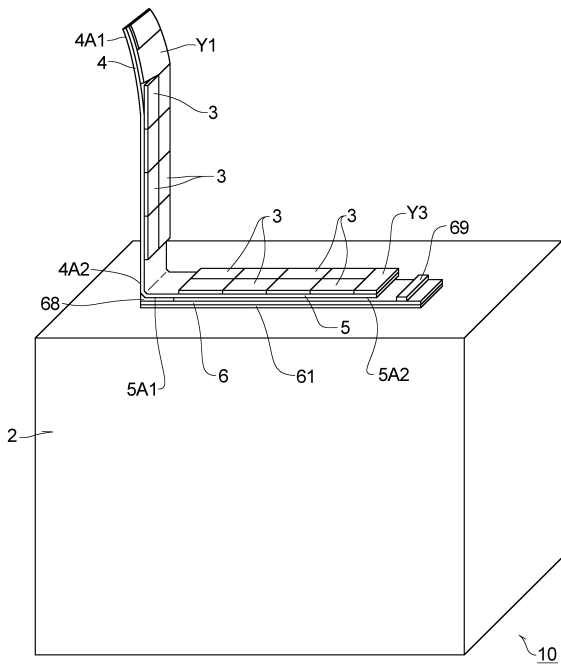
【 図 7 】



【 図 9 】



【 図 10 】



フロントページの続き

(72)発明者 桑原 快人

大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番9号 株式会社フジタック内

審査官 小林 睦

(56)参考文献 特表2003-512650(JP, A)

米国特許第05022526(US, A)

米国特許出願公開第2005/0071044(US, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61J 1/00

B65D 25/20